

令和2年5月1日

株式会社日建学院 殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電気工事士法に基づく自家用電気工作物の保安に関する講習の延期について（再要請）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」発令に鑑み、令和2年4月7日付けで電気工事士法第4条の3に基づく自家用電気工作物の保安に関する講習（第一種電気工事士の講習）について、緊急事態措置を実施すべき期間中（令和2年5月6日まで）、実施の延期を要請したところですが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講習の実施について当面5月末までの延期を要請します。

また、講習の実施方法については、引き続き、オンライン化を含めた自宅学習について、具体的な検討を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本要請については、今後、状況の変化に応じ内容を変更する可能性があることを申し添えます。